

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する支援対策について

1 短期的支援 ※発生の影響を受け、早期に対応が必要になり得る支援。

①経営支援対策

区分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
a. 家畜伝染病予防費手当金 (法定)	○殺処分家畜等に対する手当金 (患畜：家畜の評価額の1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の4/5) ○殺処分家畜等に対する特別手当金 (患畜：家畜の評価額の2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の1/5) ○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金 (1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)		
b. 家畜伝染病予防費負担金 (法定)		○農家に対する助成措置 (・売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)	

区分	農業者への支援					
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外			
c. 融資 利率 R6. 11. 18現在 ※融資実行 までの期間 は案件に よって異なる。	○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金 貸付対象：家畜等の処分により経営の停止 又はこれに準ずる深刻な影響を 受けた者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：家畜等の移動制限又は搬出制限 の対象となった家畜を飼養する 者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：①移動制限又は搬出制限が行わ れた区域内の農家又はと畜場等 の畜産関連施設との、家畜等の 取引が停止された者 ②輸出先国への家畜又は畜産物 の輸出が停止された区域内の畜 産経営者 ○家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金 貸付対象：家畜等の価格低下、出荷減少等 による経済的影響を受けた者			
（・資金使途：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費）						
<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275% </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275% </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.300% </td> </tr> </table>				<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275% 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275% 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.300%
<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275% 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275% 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.300% 				
地方自治体が以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付税として措置 ① 本資金の上乗せ利子補給を行う ② 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う保証料を軽減する						
○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫） <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分（※）又は600万円 ・償還期限：15年以内（据置3年以内） ・貸付利率：0.65～1.15% </td> </tr> </table> ※年間経営費の6/12（6か月分）に相当する額又は粗収益の6/12（6か月分）に相当する額のいずれか低い額				<ul style="list-style-type: none"> ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分（※）又は600万円 ・償還期限：15年以内（据置3年以内） ・貸付利率：0.65～1.15% 		
<ul style="list-style-type: none"> ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分（※）又は600万円 ・償還期限：15年以内（据置3年以内） ・貸付利率：0.65～1.15% 						

② 防疫対策

区 分	都道府県等への支援
家畜伝染病予防費負担金 (法定)	<p>○家畜の伝染性疾病のまん延防止（都道府県への支援） 高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う消毒ポイントの設置等に要する経費を支援（1/2(薬品は10/10)）。</p> <p>〔 ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 〕</p>

【お問合せ先】

①経営支援対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px;"> <p>a. <u>家畜伝染病予防費手当金</u> b. <u>家畜伝染病予防費負担金</u></p> <p>お問合せ先：消費・安全局動物衛生課 代表：03-3502-8111（内線4582） ダイヤルイン：03-3502-8292</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px;"> <p>c. <u>融資</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家畜疾病経営維持資金</u> 制度に関するお問合せ先：畜産局企画課 代表：03-3502-8111（内線4896） ダイヤルイン：03-3502-5981 借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など ・ <u>農林漁業セーフティネット資金</u> <input type="checkbox"/> (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール0120-154-505） <input type="checkbox"/> 沖縄振興開発金融公庫（098-941-1840） <input type="checkbox"/> 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど </div> </div>
②防疫対策	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px;"> <p>お問合せ先：消費・安全局動物衛生課 代表：03-3502-8111（内線4582） ダイヤルイン：03-3502-8292</p> </div>

2 中長期的支援 ※経営再開・継続のために求められる支援及び地域の発生予防に向けた取組への支援
 ①経営支援対策

区分	農業者への支援			
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外（全国）	
a. 家畜防疫互助基金支援事業 (予算)	○加入農家が新たに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。 上限単価			
		家族型	企業型	
	鶏	採卵鶏(成鶏)	790円/羽	970円/羽
		〃(育成)	370円/羽	450円/羽
		肉用鶏	25円/羽	30円/羽
		種鶏(成鶏)	1,020円/羽	1,300円/羽
		〃(育成)	470円/羽	600円/羽
	うずら	200円/羽		
	あひる	320円/羽		
	きじ	320円/羽		
	ほろほろ鳥	320円/羽		
	七面鳥	320円/羽		
	だちょう	31,900円/羽		
	企業型：常時雇用する従業員（事業主と生計を一にするものを除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社が加入。 家族型：企業型の加入条件に該当しない者が加入。（企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能。）			
○殺処分した鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうを自身の負担により焼却・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。				

区分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
b. 融資 利率 R6. 11. 18現在 ※融資実行 までの期間 は案件に よって異なる。	○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金 貸付対象：家畜等の処分により経営の停止 又はこれに準ずる深刻な影響を 受けた者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：家畜等の移動制限又は搬出制限 の対象となった家畜を飼養する 者	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 貸付対象：①移動制限又は搬出制限が行わ れた区域内の農家又はと畜場等 の畜産関連施設との、家畜等の 取引が停止された者 ②輸出先国への家畜又は畜産物 の輸出が停止された区域内の畜 産経営者 ○家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金 貸付対象：家畜等の価格低下、出荷減少等 による経済的影響を受けた者
（・資金使途：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費）			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275% </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.275% </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.300% </div> </div>			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地方自治体が以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付税として措置 ① 本資金の上乗せ利子補給を行う ② 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う保証料を軽減する </div>			
○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分（※）又は600万円 ・償還期限：15年以内（据置3年以内） ・貸付利率：0.65～1.15% </div>			
※年間経営費の6/12（6か月分）に相当する額又は粗収益の6/12（6か月分）に相当する額のいずれか低い額			

② 防疫対策

区分	都道府県等への支援
消費・安全対策交付金 (予算)	<p>○家畜の伝染性疾病の発生予防（都道府県、市町村、農協、生産者団体等への支援） 地域が一体となった農場における防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上の取組を支援（1/2）</p> <p>〔 ・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置 〕</p>

【お問合せ先】

①経営支援対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>a. <u>家畜防疫互助基金支援事業</u></p> <p>□（一社）日本養鶏協会（03-3297-5515）</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>b. <u>融資</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家畜疾病経営維持資金</u> 制度に関するお問合せ先：畜産局企画課 代表：03-3502-8111（内線4896） ダイヤルイン：03-3502-5981 借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など ・ <u>農林漁業セーフティネット資金</u> □（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール0120-154-505） □沖縄振興開発金融公庫（098-941-1840） □最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど </div> </div>
②防疫対策	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>お問合せ先：消費・安全局動物衛生課 代表：03-3502-8111（内線4582） ダイヤルイン：03-3502-8292</p> </div>